

# 国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険の新しい保険証は、3月末日までに書留で郵送します。保険証が届かない場合は、住民課国保年金班へご連絡ください。保険証は1人1枚となっていますので、届きましたら家族全員分の保険証があるか、住所・氏名等記載内容に誤りがないかを確認してください。（※後期高齢者医療の保険証は7月に送付します）

## 学校に通うため家族と離れて他の市町村に住むとき

保の資格喪失手続きが必要となります。

就学中の方の保険証が必要な場合は、手続きを行ってください。

## 手続きに必要なもの

- ・在学証明書（4月1日以降に発行されたもの）
- ・印鑑

## 保険証をなくしてしまったとき

※卒業したときは、住所地の国保に入ることになりますので、資格喪失の手続きを行ってください。

## 保険証の有効期限が変更になります

国民健康保険証は毎年4月に更新していましたが、来年度から8月に更新となります。今回更新する保険証の有効期限は平成24年7月31日となります。

（保険証の変更などにより有効期限が平成24年7月31日以前になっている場合があります）

## 臓器提供意思表示欄の記入をお願いします

○提供できる臓器は、脳全

体が働かなくなつてしまつた脳死の場合と、心臓が停止した心臓死の場合で、

それぞれ決められています。

## ◆臓器移植に関する質問

### 問い合わせ

（社）日本臓器移植ネット

ワーク

☎ 0120(78)1069

## ジエネリック医薬品を活用しましょ

新薬と同じ主成分で製造され、開発にかかる費用も少ないため安価なジエネリック医薬品を活用しましょう。

## ◎ジエネリック医薬品希望カードをご利用ください

## 社会保険など他の健康保険に加入された方へ

- ・手続に必要なもの
- ・本人確認ができる証明書（運転免許証など）
- ・印鑑

## 保険証に臓器提供意思表示欄が設けられました

臓器の移植に関する法律が改正され、臓器提供の意思を保険証に記載できるようになります。

○一度記入した内容を変更・取消したい場合は、二重線などを引いて訂正・削除できます。

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。	
※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。	
1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。	
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。	
3. 私は、臓器を提供しません。	
（1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。） 【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】	
〔特記欄：署名年月日：年月日〕	
本人署名： （自筆）	家族署名： （自筆）

▲臓器提供意思表示欄（保険証裏面）

社会保険など他の健康保険に加入された場合は、国